

## 令和8年度 クリエイター二地域居住モニター事業委託 プロポーザル方式審査要項

### 1. 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加表明書及び提案書を提出した参加者に限る。

### 2. 審査の方法

- (1) 志摩市が設置した「令和8年度クリエイター二地域居住モニター事業委託プロポーザル方式選定委員会」（以下「委員会」という。）が参加者の審査を行う。
- (2) 評価項目、配点、評価基準は、別紙のとおりとする。
- (3) 審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに、評価項目に対して評価点を付与する。
- (4) 各委員の評価点について、評価項目ごとに平均値を算出し（少数点第一位以下切捨）、各評価項目の平均値を合算した総得点の最も高い参加者を受託候補者として決定する。ただし、点数が60点以上であることを条件とする。

なお、総得点と同点の場合は、見積額の安価な参加者を受託候補者として決定する。見積額も同じ場合は、評価項目のうち「2. 企画提案の内容」の総得点が高い者を受託候補者とし、なおも同点の場合には委員長の決するところとする。

### 3. 審査

- (1) 提案書、ヒアリングによって、審査を実施する。
- (2) 見積書合計額が見積限度額を超えている場合は、審査対象から除外する。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。
  - ①提案書について、定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
  - ②提案書の提案内容に疑義がある場合
  - ③参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (4) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。
  - ①参加者からの提案書に関する概要説明 約20分
  - ②委員会から参加者へのヒアリング 約10分
  - ③参加者の出席人数は3人以内とする。ただし、概要説明は当該業務を実施する1名で行うこと。
  - ④パソコン、液晶プロジェクター等の投影装置の使用は認めない。
  - ⑤説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。
- (5) ヒアリングの詳細（会場、時間等）については、後日各参加者へ郵送及び電子メールで通知する。
- (6) 審査結果は、ヒアリングを受けたすべての参加者に通知する。

令和8年度クリエイター二地域居住モニター事業委託

評価項目及び評価内容	評価及び評価点数				
	非常に 優秀	優秀	ふつう	やや 劣る	劣る
<b>1. 業務の実施体制・ネットワークについて (20点)</b>					
本業務を遅滞なく遂行できる執行体制(統括責任者の配置等)が整い、過去の類似実績を本業務に活用する具体的な考え方が示されているか	10	8	6	4	2
全国のクリエイター層に対し、志摩市の魅力を的確に届けるための独自の周知ネットワークや広報戦略を有しているか	10	8	6	4	2
<b>2. 企画提案の内容(60点)</b>					
滞在プログラムが、単なる観光ではなく「生活・仕事」の試行として実効性の高いコンセプトや環境提供の工夫が提案されているか	10	8	6	4	2
志摩市の地域資源を活かし、クリエイターの創作意欲や満足度を高めるための視点や活用方針が優れているか	10	8	6	4	2
滞在期間中に地域住民等との交流を図り、クリエイターの知見を地域へ還元する手法に独自性や有効性があるか	10	8	6	4	2
プログラム終了後も参加者が志摩市のファンとなり、再来訪を促すための持続的な仕組みづくりが検討されているか	10	8	6	4	2
志摩市のプロモーション不足を補うため、どのような着眼点や基準で質の高い人材(コンテンツ制作能力等)を選定する方針か	10	8	6	4	2
モニター結果の分析手法が明確であり、今後の継続的な事業展開や新たなプログラム構築に向けた専門的な提案が期待できるか	10	8	6	4	2
<b>3. 業務遂行能力・独自提案について(20点)</b>					
募集から実施、報告書作成まで、仕様書のスケジュールを遵守し、円滑に業務を完遂できる計画か	10	8	6	4	2
本業務の目的を達成するために、予算内で事業効果を最大化させる独自の工夫や追加提案があるか	10	8	6	4	2
合計	100点				